

E Xサービス運送約款の一部改正（E X旅行契約の取扱い開始等に伴う改正）

現 行	改 正
(前略)	(前略)
目 次	目 次
第1章 総則（第1条―第3条）	第1章 総則（第1条―第3条）
第2章 E X運送契約の締結等（第4条―第5条） (中略)	第2章 E X運送契約の締結等（第4条―第5条の2） (中略)
(この約款の目的)	(この約款の目的)
第1条 この約款は、東海旅客鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）又は当社以外の交通事業者（以下「他社」といいます。）が提供する第2条第1項第1号に規定するE Xサービスにより締結する第2条第1項第5号に規定する東海道新幹線、第2条第1項第6号に規定する山陽新幹線及び第2条第1項第7号に規定する九州新幹線（以下総称して「E X路線」といいます。）の旅客運送契約（以下「E X運送契約」といいます。）の内容について定めるものです。	第1条 この約款は、東海旅客鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）又は当社以外の交通事業者（以下「他社」といいます。）が提供する第2条第1項第1号に規定するE Xサービスにより締結する第2条第1項第7号に規定する東海道新幹線、第2条第1項第8号に規定する山陽新幹線及び第2条第1項第9号に規定する九州新幹線（以下総称して「E X路線」といいます。）の旅客運送契約（以下「E X運送契約」といいます。）の内容について定めるものです。
(注) 他社とは、次の各交通事業者をいいます。	(注) 他社とは、次の各交通事業者をいいます。
西日本旅客鉄道株式会社	西日本旅客鉄道株式会社
九州旅客鉄道株式会社	九州旅客鉄道株式会社
(中略)	(中略)
3 E X運送契約に関して、この約款に定めのない事項については、当社又は他社の定める次の各号に掲げる規約（以下総称して「会員規約等」といいます。）及び東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則（昭和62年4月東海旅客鉄道株式会社公告第1号。以下「旅客規則」といいます。）その他の当社又は他社が定める旅客運送約款（以下総称して「旅客規則等」といいます。）によるものとします。	3 E X運送契約に関して、この約款に定めのない事項については、当社又は他社が設けるウェブサイト（以下「E Xサービス公式ウェブサイト」といいます。）に掲げる規約（以下総称して「会員規約等」といいます。）及び東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則（昭和62年4月東海旅客鉄道株式会社公告第1号。以下「旅客規則」といいます。）その他の当社又は他社が定める旅客運送約款（以下総称して「旅客規則等」といいます。）によるものとします。
(1) <u>当社が定める規約</u>	
<u>エクスプレス予約サービスに関する特約（JR東海エクスプレス・カード会員用）</u>	
<u>エクスプレス予約サービスに関する特約（プラスE X会員用）</u>	
<u>エクスプレス予約サービスに関する特約（ビューカード会員用）</u>	
<u>エクスプレス予約サービス（ビジネス）に関する特約</u>	

現 行	改 正
<p><u>エクスプレス予約サービス（JCB）に関する特約</u> <u>エクスプレス予約サービス（三井住友エクスプレスコーポレートカード）に関する特約</u> <u>エクスプレス予約サービス（UCコーポレート）に関する特約</u> <u>エクスプレス予約サービス（MUF Gカードコーポレート）に関する特約</u> <u>エクスプレス予約サービス（DCコーポレート）に関する特約</u> <u>エクスプレス予約サービス（TS CUB I C コーポレート）に関する特約</u> <u>エクスプレス予約サービス（アメリカン・エクスプレス・コーポレート）に関する特約</u> <u>エクスプレス予約サービス（UCカードエクスプレスコーポレート）に関する特約</u> <u>エクスプレス予約コーポレートサービス（コーポレート）規約</u> <u>エクスプレス予約コーポレートサービス（E予約専用）規約</u> <u>エクスプレス予約コーポレートサービス（E予約専用ライト）規約</u> <u>J R東海EX-I Cサービス規約（J R東海エクスプレス・カード会員（個人会員／一般法人会員／特別法人会員用））</u> <u>J R東海EX-I Cサービス規約（ビューカード会員用）</u> <u>J R東海EX-I Cサービス規約（ビジネス会員用）</u> <u>J R東海EX-I Cサービス規約（提携コーポレート会員用）</u> <u>J R東海EX-I Cサービス規約（コーポレート会員用）</u> <u>J R東海EX-I Cサービス規約（E予約専用会員用）</u> <u>J R東海EX-I Cサービス規約（E予約専用ライト会員用）</u> <u>エクスプレス予約グリーンプログラム特約</u> <u>(2) 他社が定める規約</u> <u>ア 西日本旅客鉄道株式会社</u> <u>エクスプレス予約サービス（J -WE S Tカード（エクスプレス））に関する特約</u> <u>エクスプレス予約コーポレートサービス（E予約専用W）規約</u></p>	

現 行	改 正
<p><u>EX-ICサービス (J-WESTカード (エクスプレス)) に関する特約</u> <u>EX-ICサービス (E予約専用W) 規約</u> <u>エクスプレス予約グリーンプログラム特約</u> <u>イ 九州旅客鉄道株式会社</u> <u>JR九州エクスプレス予約サービス会員規約 (JQ CARD エクスプレス</u> <u>会員用)</u> <u>JR九州EX-ICサービスに関する特約 (JQ CARD エクスプレス会</u> <u>員用)</u> <u>エクスプレス予約グリーンプログラム特約</u> <u>(3) 当社及び他社が定める規約</u> <u>スマートEXサービス会員規約</u> <u>Tokaido Sanyo Kyushu Shinkansen Internet Reservation Service</u> <u>Membership Agreement</u></p> <p>(中略)</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この約款における主な用語の意義は次の各号に掲げるとおりとします。</p> <p>(1) 「EXサービス」とは、会員規約等において規定するインターネットから旅客運送契約の締結、変更、解約等を行うことができるサービスの総称です。ただし、EX路線の特別急行列車に有効な特別急行券としての効力のみを有する商品に関する事柄については、当社又は他社が別に定める場合を除き、これに含みません。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 「EXサービス会員」とは、エクスプレス予約会員及びスマートEX会員をいいます。</p>	<p>(中略)</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この約款における主な用語の意義は次の各号に掲げるとおりとします。</p> <p>(1) 「EXサービス」とは、会員規約等において規定するインターネットから旅客運送契約の締結、変更、解約等を行うことができるサービスの総称です。ただし、EX路線の特別急行列車に有効な特別急行券としての効力のみを有する商品に関する事柄については、当社又は他社が別に定める場合を除き、これに含みません。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 「EXサービス会員」とは、エクスプレス予約会員及びスマートEX会員をいいます。</p> <p><u>(5) 「EX旅行契約」とは、別に定める旅行会社が、EXサービス会員を対象として造成する、EXサービスを活用した募集型企画旅行商品の旅行契約をいいます。</u></p> <p><u>(6) 「包括旅行用EX運送契約」とは、EX運送契約のうち前号の旅行商品の一</u></p>

現 行	改 正
<p>(5) 「東海道新幹線」とは、東海道本線（新幹線）中東京・新大阪間をいいます。ただし、旅客規則第 16 条の 2 第 1 項の規定にかかわらず、東海道本線中東京・新大阪間と同一の線路としての取扱いをいしません。</p> <p>(6) 「山陽新幹線」とは、東海道本線（新幹線）中新大阪・新神戸間、山陽本線（新幹線）中新神戸・小倉間及び鹿児島本線（新幹線）中小倉・博多間をいいます。ただし、旅客規則第 16 条の 2 第 1 項の規定にかかわらず、東海道本線中新大阪・神戸間及び山陽本線中神戸・新下関間と同一の線路としての取扱いをいしません。</p> <p>(7) 「九州新幹線」とは、鹿児島本線（新幹線）中博多・新八代間、九州新幹線中新八代・川内間及び鹿児島本線（新幹線）中川内・鹿児島中央間をいいます。ただし、旅客営業規則第 16 条の 2 第 1 項の規定にかかわらず、鹿児島本線中博多・新八代間及び川内・鹿児島中央間と同一の線路としての取扱いをいしません。</p> <p>(8) 「E X 乗車」とは、E X 運送契約に基づき、E X 路線の特別急行列車に乗車することをいいます。</p> <p>(9) 「E X - I C カード」とは、E X 乗車のために E X 路線の駅における入出場に使用するものとして当社又は他社がエクスプレス予約会員に貸与した I C カードをいいます。</p> <p>(10) 「交通系 I C カード」とは、東海旅客鉄道株式会社 I C カード乗車券運送約款（平成 18 年 10 月社通達第 112 号）第 3 条第 2 号に規定する T O I C A 乗車券及び同第 46 条第 1 項各号に掲げる T O I C A 乗車券以外の I C カード乗車券をいいます。</p> <p>(11) 「E X サービス交通系 I C カード」とは、E X 乗車のために E X 路線の駅における入出場に使用するものとして E X サービス会員によって登録されている交通系 I C カードをいいます。</p> <p>(12) 「QR チケット」とは、E X 乗車のために E X 路線の駅における入出場に</p>	<p><u>部として個別の運賃等（払戻額含む）を明示せずに当社と E X サービス会員が締結する、E X サービスを利用した旅客運送契約をいいます。</u></p> <p>(7) 「東海道新幹線」とは、東海道本線（新幹線）中東京・新大阪間をいいます。ただし、旅客規則第 16 条の 2 第 1 項の規定にかかわらず、東海道本線中東京・新大阪間と同一の線路としての取扱いをいしません。</p> <p>(8) 「山陽新幹線」とは、東海道本線（新幹線）中新大阪・新神戸間、山陽本線（新幹線）中新神戸・小倉間及び鹿児島本線（新幹線）中小倉・博多間をいいます。ただし、旅客規則第 16 条の 2 第 1 項の規定にかかわらず、東海道本線中新大阪・神戸間及び山陽本線中神戸・新下関間と同一の線路としての取扱いをいしません。</p> <p>(9) 「九州新幹線」とは、鹿児島本線（新幹線）中博多・新八代間、九州新幹線中新八代・川内間及び鹿児島本線（新幹線）中川内・鹿児島中央間をいいます。ただし、旅客営業規則第 16 条の 2 第 1 項の規定にかかわらず、鹿児島本線中博多・新八代間及び川内・鹿児島中央間と同一の線路としての取扱いをいしません。</p> <p>(10) 「E X 乗車」とは、E X 運送契約に基づき、E X 路線の特別急行列車に乗車することをいいます。</p> <p>(11) 「E X - I C カード」とは、E X 乗車のために E X 路線の駅における入出場に使用するものとして当社又は他社がエクスプレス予約会員に貸与した I C カードをいいます。</p> <p>(12) 「交通系 I C カード」とは、東海旅客鉄道株式会社 I C カード乗車券運送約款（平成 18 年 10 月社通達第 112 号）第 3 条第 2 号に規定する T O I C A 乗車券及び同第 46 条第 1 項各号に掲げる T O I C A 乗車券以外の I C カード乗車券をいいます。</p> <p>(13) 「E X サービス交通系 I C カード」とは、E X 乗車のために E X 路線の駅における入出場に使用するものとして E X サービス会員によって登録されている交通系 I C カードをいいます。</p> <p>(14) 「QR チケット」とは、E X 乗車のために E X 路線の駅における入出場に</p>

現 行	改 正
<p>使用するものとして、当社がお客様に付与するQRコードをいいます。 (注) QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。</p> <p>(13) 「EX-ICカード等」とは、EX-ICカード及びEXサービス交通系ICカードをいいます。</p> <p>(14) 「ICカード番号」とは、EX-ICカード等を識別するために付与された固有の番号をいいます。</p> <p>(15) 「EX窓口」とは、EX運送契約に係るEX-ICカード等及びQRチケットの処理を行う当社又は他社が別に定める箇所をいいます。</p> <p>(16) 「EX新幹線自動改札機」とは、EX路線の駅において当社又は他社が別に定める改札口に設置されたEX路線の特別急行列車に乗車するお客様の改札を行う改札機（EX路線とEX路線以外の鉄道路線とを乗り継いで利用するお客様の改札を行う箇所（以下「新幹線乗換改札口」といいます。）に設置された改札機を含みます。）等であって、EX-ICカード等及びQRチケットの処理を行うものをいいます。</p> <p>(17) 「EXサービスきっぷ」とは、EX運送契約を締結したEXサービス会員が会員規約等の定めるところにより受け取った、当該EX運送契約において約定した乗車日、乗車区間、利用設備等を券面に記載した証票をいいます。</p> <p>(18) 「システム等」とは、EXサービスの提供及びEX運送契約の履行に必要なシステム、機器、ネットワークその他の設備をいいます。 (注) 第3号に規定するスマートEXサービスは、日本国以外の国又は地域においては、別の名称により呼称されることがあります。</p> <p>(19) 「お客様」とは、EXサービス会員及び会員規約等に定める利用者をいいます。</p> <p>2 この約款に定めのない用語の意義については、会員規約等又は旅客規則等の定めるところによるものとします。</p>	<p>使用するものとして、当社がお客様に付与するQRコードをいいます。 (注) QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。</p> <p>(15) 「EX-ICカード等」とは、EX-ICカード及びEXサービス交通系ICカードをいいます。</p> <p>(16) 「ICカード番号」とは、EX-ICカード等を識別するために付与された固有の番号をいいます。</p> <p>(17) 「EX窓口」とは、EX運送契約に係るEX-ICカード等及びQRチケットの処理を行う当社又は他社が別に定める箇所をいいます。</p> <p>(18) 「EX新幹線自動改札機」とは、EX路線の駅において当社又は他社が別に定める改札口に設置されたEX路線の特別急行列車に乗車するお客様の改札を行う改札機（EX路線とEX路線以外の鉄道路線とを乗り継いで利用するお客様の改札を行う箇所（以下「新幹線乗換改札口」といいます。）に設置された改札機を含みます。）等であって、EX-ICカード等及びQRチケットの処理を行うものをいいます。</p> <p>(19) 「EXサービスきっぷ」とは、EX運送契約を締結したEXサービス会員が会員規約等の定めるところにより受け取った、当該EX運送契約において約定した乗車日、乗車区間、利用設備等を券面に記載した証票をいいます。</p> <p>(20) 「システム等」とは、EXサービスの提供及びEX運送契約の履行に必要なシステム、機器、ネットワークその他の設備をいいます。 (注) 第3号に規定するスマートEXサービスは、日本国以外の国又は地域においては、別の名称により呼称されることがあります。</p> <p>(21) 「お客様」とは、EXサービス会員及び会員規約等に定める利用者をいいます。</p> <p>2 この約款に定めのない用語の意義については、会員規約等又は旅客規則等の定めるところによるものとします。</p> <p><u>(この約款の適用)</u> <u>第2条の2 この約款（この約款において、当社又は他社が別に定めるとしている</u></p>

現 行	改 正
<p>(この約款の変更)</p> <p>第3条 この約款(この約款において、当社又は他社が別に定めるとしている事項を含みます。)は、変更される場合があり、<u>変更後は変更後の内容のみ有効とします。ただし、この約款の変更の時点で成立しているE X運送契約(成立後に契約内容を変更したものを含みます。)</u>については、<u>別段の定めをしない限り、この約款の変更後であってもその契約が成立した時の約款によるものとします。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(E X運送契約の締結等の方法)</p> <p>第5条 E X運送契約の締結、変更、解約等の方法は、会員規約等の定めるところによります。</p> <p>第3章 E X運送契約の内容 (運賃等)</p> <p>第6条 E X運送契約の運賃等は、当社又は他社が別に定めるものとし、<u>それをE Xサービスの内容等をお知らせするために当社若しくは他社が設けるウェブサイト(以下「E Xサービス公式ウェブサイト」といいます。)</u>又はパンフレット等により表示します。</p> <p>(注) E X運送契約の運賃等の表示に使用する通貨単位は日本円です。</p>	<p><u>事項を含みます。)</u>は、<u>お客様が列車に乗車する日において有効なものが適用されるものとします。</u></p> <p><u>2 包括旅行用E X運送契約の内容及び取扱いに関して、この約款及び会員規約等に定めのない事項についてはE X旅行契約の取引条件によるものとします。また、当該の取引条件とこの約款及び会員規約等との間で重複または競合する内容及び取扱いについては、当該の取引条件が優先するものとします。</u></p> <p>(この約款の変更)</p> <p>第3条 この約款(この約款において、当社又は他社が別に定めるとしている事項を含みます。)は、変更される場合があり、<u>変更される際は相応の期間をもって、E Xサービス公式ウェブサイト等の表示により、この約款の変更内容等を告知するものとします。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(E X運送契約の締結等の方法)</p> <p>第5条 E X運送契約の締結、変更、解約等の方法は、会員規約等の定めるところによります。</p> <p><u>(包括旅行用E X運送契約の締結等の成立時期)</u></p> <p><u>第5条の2 第4条の規定にかかわらず、包括旅行用E X運送契約の成立する時期は、当該のE X旅行契約が成立した時とします。</u></p> <p>第3章 E X運送契約の内容 (運賃等)</p> <p>第6条 E X運送契約の運賃等は、当社又は他社が別に定めるものとし、E Xサービス公式ウェブサイト又はパンフレット等により表示します。<u>ただし、包括旅行用E X運送契約の運賃等は、E X旅行契約を締結する旅行会社に通知します。</u></p> <p>(注) E X運送契約の運賃等の表示に使用する通貨単位は日本円です。</p> <p><u>2 運賃等は、包括旅行用E X運送契約を除き、E X運送契約を締結又は変更した</u></p>

現 行	改 正
<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(払いもどし請求権行使の期限)</p> <p>第9条 お客様は、E X運送契約の運賃等について払いもどしの請求をすることができる場合であっても、当該E X運送契約を締結した日の翌日から起算して1箇年を経過したときは、これを請求することができません。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 効力</p> <p>(E X運送契約に基づき乗車することができる列車等)</p> <p>第14条 E X乗車をするお客様は、当該E X運送契約において約定した乗車日、乗車区間、乗車列車及び利用設備に限り、E X路線の特別急行列車に乗車することができます。ただし、利用設備を自由席と約定したE X運送契約においては、当該E X運送契約において約定した乗車日及び乗車区間に限り、E X路線の特別急行列車の自由席に1回乗車できます。</p> <p>(注) 第2条第1項第5号ただし書、第6号ただし書及び第7号ただし書に規定しているとおり、E X路線は、旅客規則第16条の2第1項の規定にかかわらず、東海道本線、山陽本線及び鹿児島本線と同一の線路としての取扱いはしません。したがって、E X運送契約に基づいて東海道本線、山陽本線又は鹿児島本線の列車に乗車することはできません。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>4 前2項の定めにより約定した区間の途中駅で入場し乗車した場合又は途中駅で下車し出場した場合であっても、お客様は、E X運送契約において約定した区間のうち実際に乗車しなかった区間の乗車を請求することはできず、また、実際に乗車しなかった区間に対する運賃等の払いもどしを請求することはできません。</p> <p>(契約内容の変更)</p>	<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(払いもどし請求権行使の期限)</p> <p>第9条 お客様は、E X運送契約の運賃等について払いもどしの請求をすることができる場合であっても、当該E X運送契約の締結により約定した乗車日の翌日から起算して1箇年を経過したときは、これを請求することができません。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 効力</p> <p>(E X運送契約に基づき乗車することができる列車等)</p> <p>第14条 E X乗車をするお客様は、当該E X運送契約において約定した乗車日、乗車区間、乗車列車及び利用設備に限り、E X路線の特別急行列車に乗車することができます。ただし、利用設備を自由席と約定したE X運送契約においては、当該E X運送契約において約定した乗車日及び乗車区間に限り、E X路線の特別急行列車の自由席に1回乗車できます。</p> <p>(注) 第2条第1項第7号ただし書、第8号ただし書及び第9号ただし書に規定しているとおり、E X路線は、旅客規則第16条の2第1項の規定にかかわらず、東海道本線、山陽本線及び鹿児島本線と同一の線路としての取扱いはしません。したがって、E X運送契約に基づいて東海道本線、山陽本線又は鹿児島本線の列車に乗車することはできません。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>4 前2項の定めにより約定した区間の途中駅で入場し乗車した場合又は途中駅で下車し出場した場合であっても、お客様は、E X運送契約において約定した区間のうち実際に乗車しなかった区間の乗車を請求することはできず、また、実際に乗車しなかった区間に対する運賃等の払いもどしを請求することはできません。</p> <p style="text-align: center;"><u>5 お客様が、E X運送契約において1か月より先の日時を乗車日とする列車を約定した場合、列車の運行計画が変更される場合があります。</u></p> <p>(契約内容の変更)</p>

現 行	改 正
<p>第 15 条 当社又は他社が別に定める特別な旅客運送条件を選択した場合を除き、E X運送契約を締結したE Xサービス会員は、E Xサービスきっぷの発行を請求した時点又はチケットレス入場をした時点（利用人数を2人以上と約定したE X運送契約にあつてはいずれかのお客様がチケットレス入場をした時点。）のいずれか早い方の時点よりも前に限り、会員規約等の定めるところにより、当該E X運送契約において約定した乗車日、乗車区間、乗車列車又は利用設備を変更することができます。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>3 前項に規定する利用設備の変更を取り扱う場合は、E X運送契約において約定した乗車日、乗車区間、乗車列車及び利用設備に対する旅客規則に定める料金を収受しているものとみなし、これとE X運送契約において約定した乗車日、乗車区間及び乗車列車並びに変更後の利用設備に対する旅客規則に定める料金とを比較し、不足額は収受し、過剰額があっても払いもどしをしません。ただし、エクスプレス予約サービスにより締結したE X運送契約であつて、かつ、利用設備を普通車指定席と約定したものにに基づき乗車するお客様に対し、利用設備を特別車両に変更する取扱いを行う場合は、当該E X運送契約において利用設備を自由席又は普通車指定席と約定した区間であつて実際に特別車両に乗車する区間に対する旅客規則に定める特別車両料金を収受します。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(約定した乗車列車以外の列車への乗車の取扱い)</p> <p>第 17 条 当社又は他社が別に定める特別な旅客運送条件を選択した場合を除き、</p>	<p>第 15 条 当社又は他社が別に定める特別な旅客運送条件を選択した場合を除き、E X運送契約を締結したE Xサービス会員は、E Xサービスきっぷの発行を請求した時点又はチケットレス入場をした時点（利用人数を2人以上と約定したE X運送契約にあつてはいずれかのお客様がチケットレス入場をした時点。）のいずれか早い方の時点よりも前に限り、会員規約等の定めるところにより、当該E X運送契約において約定した乗車日、乗車区間、乗車列車又は利用設備を変更することができます。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>3 前項に規定する利用設備の変更を取り扱う場合は、E X運送契約において約定した乗車日、乗車区間、乗車列車及び利用設備に対する旅客規則に定める料金を収受しているものとみなし、これとE X運送契約において約定した乗車日、乗車区間及び乗車列車並びに変更後の利用設備に対する旅客規則に定める料金とを比較し、不足額は収受し、過剰額があっても払いもどしをしません。ただし、エクスプレス予約サービスにより締結したE X運送契約であつて、かつ、利用設備を普通車指定席と約定したものにに基づき乗車するお客様に対し、利用設備を特別車両に変更する取扱いを行う場合は、当該E X運送契約において利用設備を自由席又は普通車指定席と約定した区間であつて実際に特別車両に乗車する区間に対する旅客規則に定める特別車両料金を収受します。</p> <p><u>4 E Xサービス会員は、第1項の規定にかかわらず、システム等の都合のため、E X運送契約において約定した乗車日、乗車区間、乗車列車又は利用設備を変更することができない時間帯があります。</u></p> <p><u>5 当社又は他社は、第14条第5項に該当する場合、お客様がE X運送契約において約定した乗車列車を変更することがあります。</u></p> <p><u>6 当社又は他社は、前項によりお客様がE X運送契約において約定した乗車列車を変更した場合、その旨をお客様へ通知します。</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(約定した乗車列車以外の列車への乗車の取扱い)</p> <p>第 17 条 当社又は他社が別に定める特別な旅客運送条件を選択した場合を除き、</p>

現 行	改 正
<p>E X乗車のためにE X路線の駅で入場したお客様に対しては、あらかじめ係員に申し出て承諾を得た場合に限り、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより、約定した乗車列車以外の E X路線の特別急行列車への乗車の取扱いをすることがあります。この場合、お客様は、運賃等の払いもどしを請求することはできません。</p> <p>(1) E X運送契約において約定した乗車列車が約定した発駅を出発する時刻（乗車列車を 2 個以上として約定した E X運送契約にあつては、最初に普通車指定席又は特別車両を利用する乗車列車が当該列車に乗車するものとして指定された駅を出発する時刻。以下「指定列車出発時刻」といいます。）までに係員に申し出たお客様に対しては、指定列車出発時刻より前の時刻に当該発駅を出発する列車への乗車の取扱いをすることがあります。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>3 前項ただし書の規定により自由席以外の設備に乗車の取扱いをする場合の運賃等の取扱いは、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) 前項ただし書第 1 号の規定により乗車の取扱いをする場合は、第 15 条第 3 項の規定を準用します。</p> <p>(2) 前項ただし書第 2 号の規定により乗車の取扱いをする場合は、<u>次に定めるとおりと</u>します。</p> <p><u>ア エクスプレス予約サービスにより締結した E X運送契約に基づき乗車するお客様に対しては、運賃等の収受はしません。</u></p> <p><u>イ スマート E Xサービスにより締結した E X運送契約に基づき乗車するお客様に対しては、実際の乗車区間及び乗車列車の普通車指定席に乗車する場合に適用される旅客規則に定める指定席特急料金から、E X運送契約において約定した乗車列車及び乗車区間の普通車指定席に乗車する場合に適用される旅客規則に定める指定席特急料金を差し引いた残額を収受しま</u></p>	<p>E X乗車のためにE X路線の駅で入場したお客様に対しては、あらかじめ係員に申し出て承諾を得た場合に限り、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより、約定した乗車列車以外の E X路線の特別急行列車への乗車の取扱いをすることがあります。この場合、お客様は、運賃等の払いもどしを請求することはできません。</p> <p>(1) E X運送契約において約定した乗車列車が約定した発駅を出発する時刻（乗車列車を 2 個以上として約定した E X運送契約にあつては、最初に普通車指定席又は特別車両を利用する乗車列車が当該列車に乗車するものとして指定された駅を出発する時刻。以下「指定列車出発時刻」といいます。）までに係員に申し出たお客様に対しては、指定列車出発時刻より前の時刻に当該発駅を出発する列車への乗車の取扱いをすることがあります。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>3 前項ただし書の規定により自由席以外の設備に乗車の取扱いをする場合の運賃等の取扱いは、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) 前項ただし書第 1 号の規定により乗車の取扱いをする場合は、第 15 条第 3 項の規定を準用します。</p> <p>(2) 前項ただし書第 2 号の規定により乗車の取扱いをする場合は、<u>実際の乗車区間及び乗車列車の普通車指定席に乗車する場合に適用される旅客規則に定める指定席特急料金から、E X運送契約において約定した乗車列車及び乗車区間の普通車指定席に乗車する場合に適用される旅客規則に定める指定席特急料金を差し引いた残額を収受</u>します。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p>

現 行	改 正
<p>す。</p> <p>(E X運送契約の解除)</p> <p>第 18 条 E X運送契約を締結したE Xサービス会員は、当該E X運送契約に基づくE X乗車のためにE X路線の駅において入場する前に限り、次の各号に定めるところにより、E X運送契約の解除及び運賃等の払いもどしを請求することができます。</p> <p>(1) E Xサービスきっぷの発行を受けたE Xサービス会員にあっては、E X運送契約において約定した乗車日までに、当社又は他社が別に定める箇所の係員に当該E Xサービスきっぷを差し出して請求するものとします。</p> <p>(中略)</p> <p>2 E Xサービス会員は、前項の規定によりE X運送契約の解除及び運賃等の払いもどしを請求する場合は、払いもどし手数料として片道1人あたり320円を支払うものとします。ただし、E X運送契約において約定した利用設備が普通車指定席又は特別車両である場合であって、指定列車出発時刻までに解除が成立しなかったときは、払いもどし手数料を支払うことなく、E X運送契約の運賃等からE X路線の各駅相互間に利用設備ごとに別に定める額(以下「特定額」といいます。)を差し引いた額に限り、払いもどしを請求することができます。</p> <p>(注) エクスプレス予約サービスにより締結したE X運送契約における特定額と、スマートE Xサービスにより締結したE X運送契約における特定額は異なります。</p> <p>3 第1項の規定によるほか、E X運送契約は、次の各号の1に該当する場合は解除されます。ただし、当該E X運送契約が利用人数を2人以上と約定したものである場合であって、利用人数のうち一部のお客様が第2号又は第3号に該当するときは、そのお客様のE X乗車に関する部分のみが解除されます。</p> <p>(中略)</p> <p>6 前各項に規定する払いもどしの方法及び払いもどし手数料の支払い方法は、会</p>	<p>(E X運送契約の解除)</p> <p>第 18 条 E X運送契約を締結したE Xサービス会員は、<u>包括旅行用E X運送契約を除き</u>、当該E X運送契約に基づくE X乗車のためにE X路線の駅において入場する前に限り、次の各号に定めるところにより、E X運送契約の解除及び運賃等の払いもどしを請求することができます。</p> <p>(1) E Xサービスきっぷの発行を受けたE Xサービス会員にあっては、E X運送契約において約定した乗車日までに、当社又は他社が別に定める箇所の係員に当該E Xサービスきっぷを差し出して請求するものとします。</p> <p>(中略)</p> <p>2 E Xサービス会員は、<u>包括旅行用E X運送契約を除き</u>、前項の規定によりE X運送契約の解除及び運賃等の払いもどしを請求する場合は、払いもどし手数料として片道1人あたり320円を支払うものとします。ただし、E X運送契約において約定した利用設備が普通車指定席又は特別車両である場合であって、指定列車出発時刻までに解除が成立しなかったときは、払いもどし手数料を支払うことなく、E X運送契約の運賃等からE X路線の各駅相互間に利用設備ごとに別に定める額(以下「特定額」といいます。)を差し引いた額に限り、払いもどしを請求することができます。</p> <p>(注) エクスプレス予約サービスにより締結したE X運送契約における特定額と、スマートE Xサービスにより締結したE X運送契約における特定額は異なります。</p> <p>3 第1項の規定によるほか、<u>包括旅行用E X運送契約を除く</u> E X運送契約は、次の各号の1に該当する場合は解除されます。ただし、当該E X運送契約が利用人数を2人以上と約定したものである場合であって、利用人数のうち一部のお客様が第2号又は第3号に該当するときは、そのお客様のE X乗車に関する部分のみが解除されます。</p> <p>(中略)</p> <p>6 前各項に規定する払いもどしの方法及び払いもどし手数料の支払い方法は、会</p>

現 行	改 正
<p>員規約等の定めるところによります。</p> <p>(中略)</p> <p>(運行不能又は遅延によりE X乗車を見合わせた場合の払いもどし)</p> <p>第 23 条 E X 運送契約において約定した乗車列車が運行不能となったこと又は約定した着駅の到着時刻(当社又は他社が別に定める方法によりお客様にお知らせする到着時刻をいいます。以下同じです。)に2時間以上遅延することが確実となったことを理由として、お客様がE X乗車を見合わせた場合は、E X乗車を見合わせたE X運送契約の運賃等について、無手数料にて全額の払いもどしをします。</p> <p>2 当社又は他社が、E X運送契約において約定した乗車列車の運行不能が発生すると予測した場合又はE X運送契約において約定した乗車列車が着駅の到着時刻に2時間以上遅延すると予測した場合であって、お客様がE X乗車を見合わせたときは、当該E X運送契約の運賃等について、前項の定めに基づいて無手数料にて全額を払いもどしすることがあります。</p> <p>3 前各項に規定する取扱いの方法等については、当社又は他社が別に定めるものとし、その内容をE Xサービス公式ウェブサイトにてお知らせします。</p>	<p>員規約等の定めるところによります。</p> <p><u>7 E Xサービス会員は、第 15 条第5項により乗車列車が変更となった場合、包括旅行用E X運送契約を除き、E X運送契約の運賃等について、無手数料にて全額の払いもどしを請求することができます。なお、無手数料での払いもどし請求権行使の期限は、お客様がE X運送契約において約定した乗車日の1か月前までの間です。</u></p> <p><u>8 E Xサービス会員は、第1項の規定にかかわらず、システム等の都合のため、E X運送契約の解除及び運賃等の払いもどしを請求することができない時間帯があります。</u></p> <p><u>9 包括旅行用E X運送契約は、当該のE X旅行契約の解除と同時に解除され、運賃等は旅行会社に払いもどします。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(運行不能又は遅延における変更、払いもどし)</p> <p>第 23 条 E X 運送契約において約定した乗車列車が運行不能となったこと又は約定した着駅の到着時刻(当社又は他社が別に定める方法によりお客様にお知らせする到着時刻をいいます。以下同じです。)に2時間以上遅延することが確実となったことを理由として、お客様がE X乗車を見合わせた場合は、<u>包括旅行用E X運送契約を除き</u>、E X乗車を見合わせたE X運送契約の運賃等について、無手数料にて全額の払いもどしをします。</p> <p>2 当社又は他社が、E X運送契約において約定した乗車列車の運行不能が発生すると予測した場合又はE X運送契約において約定した乗車列車が着駅の到着時刻に2時間以上遅延すると予測した場合であって、お客様がE X乗車を見合わせたときは、<u>包括旅行用E X運送契約を除き</u>、当該E X運送契約の運賃等について、前項の定めに基づいて無手数料にて全額を払いもどしすることがあります。</p> <p>3 前各項に規定する取扱いの方法等については、当社又は他社が別に定めるものとし、その内容をE Xサービス公式ウェブサイトにてお知らせします。</p> <p><u>4 第1項に定める運行不能又は第2項に定める運行不能が発生すると予測した場合、当社又は他社はE Xサービス会員からの請求なしに、E X運送契約の変更</u></p>

現 行	改 正
<p>(乗車後に運行不能又は遅延があった場合の払いもどし等)</p> <p>第 24 条 E X乗車中の列車が運行不能となった場合又はE X運送契約において約定した着駅の到着時刻に2時間以上遅延することが確実となった場合には、お客様は、次の各号に掲げるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができます。</p> <p>(1) E X運送契約において約定した発駅又は当該発駅に至る途中駅であるE X路線の駅への無賃送還 (中略)</p> <p>2 前項に定める取扱いを受けたお客様は、次の各号に定める額の払いもどしを請求することができます。 (中略)</p> <p>3 E X乗車中の列車が遅延し、E X運送契約において約定した着駅に到着時刻より2時間以上遅延した場合は、お客様は、当該E X運送契約において約定した乗車区間に対する特定額の払いもどしを請求することができます。</p> <p>(東京駅を着駅とするE X運送契約の運賃等の払いもどしの特例)</p> <p>第 25 条 お客様が着駅を東京駅と約定したE X運送契約に基づいてE X乗車をし</p>	<p><u>又は解除をすることがあります。</u></p> <p><u>5 包括旅行用E X運送契約を除き、第4項の定めにより、E X運送契約を変更した場合、無手数料で運賃等の払いもどしを請求することができます。なお、無手数料での払いもどし請求権行使の期限は、お客様がE X運送契約において約定した乗車日から起算して7日間を経過するまでの間です。</u></p> <p><u>6 前項の規定によりE X運送契約を解除した場合、無手数料で運賃等の払いもどしをします。</u></p> <p><u>7 包括旅行用E X運送契約の払いもどしについては当該のE X旅行契約によるものとします。</u></p> <p>(乗車後に運行不能又は遅延があった場合の払いもどし等)</p> <p>第 24 条 E X乗車中の列車が運行不能となった場合又はE X運送契約において約定した着駅の到着時刻に2時間以上遅延することが確実となった場合には、お客様は、次の各号に掲げるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができます。</p> <p>(1) E X運送契約において約定した発駅又は当該発駅に至る途中駅であるE X路線の駅への無賃送還 (中略)</p> <p>2 前項に定める取扱いを受けたお客様は、<u>包括旅行用E X運送契約を除き</u>、次の各号に定める額の払いもどしを請求することができます。 (中略)</p> <p>3 E X乗車中の列車が遅延し、E X運送契約において約定した着駅に到着時刻より2時間以上遅延した場合は、お客様は、<u>包括旅行用E X運送契約を除き</u>、当該E X運送契約において約定した乗車区間に対する特定額の払いもどしを請求することができます。</p> <p><u>4 包括旅行用E X運送契約の払いもどしについては当該のE X旅行契約によるものとします。</u></p> <p>(東京駅を着駅とするE X運送契約の運賃等の払いもどしの特例)</p> <p>第 25 条 <u>包括旅行用E X運送契約を除き</u>、お客様が着駅を東京駅と約定したE X</p>

現 行	改 正
<p>ている場合であって、品川駅と東京駅との区間が乗車できなくなったときの払いもどしについては、品川駅を当該E X運送契約において約定した着駅とみなして取り扱うものとします。この場合、着駅を東京駅と約定したE X運送契約の運賃等と、当該E X運送契約において着駅を品川駅と約定した場合の運賃等とを比較し、過剰額があれば払いもどしをします。ただし、発駅を小田原駅又は新横浜駅と約定し、着駅を東京駅と約定したE X運送契約を締結している場合の払いもどし額は、東海道本線品川駅から東京駅までの区間に対する旅客規則に定める普通旅客運賃とします。</p> <p>2 前項の場合であって、乗車列車が品川駅の到着時刻に2時間以上遅延していたときは、前項に定める払いもどし額に加えて、E X運送契約において約定した発駅から品川駅までの区間に対する特定額の払いもどしをします。</p> <p>(以下略)</p>	<p>運送契約に基づいてE X乗車をしている場合であって、品川駅と東京駅との区間が乗車できなくなったときの払いもどしについては、品川駅を当該E X運送契約において約定した着駅とみなして取り扱うものとします。この場合、着駅を東京駅と約定したE X運送契約の運賃等と、当該E X運送契約において着駅を品川駅と約定した場合の運賃等とを比較し、過剰額があれば払いもどしをします。ただし、発駅を小田原駅又は新横浜駅と約定し、着駅を東京駅と約定したE X運送契約を締結している場合の払いもどし額は、東海道本線品川駅から東京駅までの区間に対する旅客規則に定める普通旅客運賃とします。</p> <p>2 前項の場合であって、乗車列車が品川駅の到着時刻に2時間以上遅延していたときは、前項に定める払いもどし額に加えて、E X運送契約において約定した発駅から品川駅までの区間に対する特定額の払いもどしをします。</p> <p><u>3 包括旅行用E X運送契約の払いもどしについては当該のE X旅行契約によるものとします。</u></p> <p>(以下略)</p>

附則

この通達は、令和5年10月1日から施行する。